

産業建設常任委員会記録

令和 6 年 9 月 9 日

【開催日】 令和6年9月9日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後2時22分～午後2時46分

【出席委員】

委員長	藤岡修美	副委員長	恒松恵子
委員	中島好人	委員	中村博行
委員	福田勝政	委員	宮本政志
委員	矢田松夫		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹		
----	------	--	--

【事務局出席者】

事務局次長	中村潤之介	議事係書記	末岡直樹
-------	-------	-------	------

【審査内容】

- 1 議案第56号 令和5年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定について（公営）
- 2 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望について
- 3 閉会中の継続調査事項について

午後2時22分 開会

藤岡修美委員長 それでは、産業建設常任委員会を開会いたします。本日の審査内容につきましては、お手元に示してあるとおりです。審査番号1番議案第56号令和5年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。本議案につきましては、9月6日の委員会で賛成認定したところではありますが、審査において、駐車場の今後の方向性について、議論してはどうかという意見もありました。これについ

て皆さんから何かありますか。

宮本政志委員 委員会審査で今のオートレース場の駐車場は年間900万円でした。一部、第5駐車場に関しては320万円で、ほとんど今は使われていないですね。使われてない駐車場のために毎年1,000万円弱のお金が出て、ただその予算としたら、市から株式会社JPFに包括委託料として払ったその中から、確かに駐車料金は出ていますが、その900万円がなくなることによって、民間委託先の業者も、もっとほかに予算が使えるようになる可能性もある。あるいは、市としても、オート事業の今後の運営に対して何らかの協議が株式会社JPFとできることも考えれば、私は本当1日も早く、必要なくなった駐車場—第5駐車場だけではないけど、900万円の賃借料の見直し、もしくは土地賃貸借契約の解除も含めた見直しや訂正をしっかりと委員会として、議会として、市民の代表として、求めていく必要があると思いますので、ぜひこのあたり今から議論に入っていて、附帯決議に結びつけていきたいと思っています。

藤岡修美委員長 宮本委員からそういう意見が出ましたが、皆さん、何か御意見ございますか。

恒松恵子副委員長 今、おっしゃったとおりオートレースについてはレジャーの多様化とか、コロナ禍を経て、電子投票が急激に普及し、かつてのような来場者が見込めないということはもう明らかだと認識しています。審査の中で保有する駐車場に対して最高来場者数は2,000人と聞きました。高額な賃借料に対して不要な経費であることは明らかになりました。数年解決に向けて動いているとの同じような答弁を頂いています。このことに対して関係機関や専門家の助言を経て、また、議会としても慎重に議論を唱えながら、速やかに解決すべき問題だと考えております。

矢田松夫委員 委員長が言われたように、駐車場について異議はありません。

二つ目は、この原形復旧する場合は、非常に地主との対応をどうしていくのかが非常に頭の痛いことで、田んぼに戻せと言われても、戻せるわけがないという契約上の問題。三つ目は、やっぱり維持管理をするという包括の使命が非常に主になっているということ。四つ目は、要らないものにお金を投資していると。実際の効果がないところに、いまだに放置をしているということについては行政の怠慢であるということですので、もっと審査をするべきだと思っております。

中村博行委員 客観的に考えて、議会からも10年ぐらい前から駐車場の問題っていうのはずっと問われてきた一つの大きな課題だと思います。ただ、懸念されるのが、やはり契約上の問題で執行部と地権者の関係あるかだと思います。このあたりで、ある意味、もう議会から曖昧な感情を一つ排除して、長い課題で実際にはオートレースが開始されてからもう何十年たっているかちょっと想像もつかないぐらい、その間ずっと支払い続けてきた問題です。やはりもう、どこかで、そういう区切りをつける時期だと思っています。

中島好人委員 やはり皆さんのおっしゃるとおり、使われてない駐車場については、契約を解除、見直しが必要じゃないかと思います。委員会として、そういうことの後押しという点ではきちっと示したほうがいいのではないかと。前々から問題にはなっていたけども、それは問題程度で終わっていたので、きちっとした委員会としての意見として、上げるべきじゃないかと思います。

藤岡修美委員長 中島委員が言うとおおり、契約の解除、見直しは大事だと思います。そういった気持ちです。

宮本政志委員 今の副委員長、委員長も含めて、委員の皆さんの御意見をお聞きすると駐車場をどうにかしないといけない。附帯決議を出していこうということは一致だと思います。少し皆さんにお聞きしてみたいのは、

議会として、先ほど私も中島委員と同じことを言った。契約の見直し、つまり見直してというのは内容を大きく変える、あるいは解除ってというのは、契約をやめて返しますってこと。これは二つ問題が出てくる。先ほど矢田委員が言われるように、契約書の中には原状回復ですから、もとの水田に戻しなさいってことがある。そうすると、あれだけの敷地を田んぼに戻すのに多分数億円はお金がかかる。その辺も前提に一個ある。もう一つは、そこまでかかるのであれば、もう市がどうにかする。例えば、借りるなり、買うなりとか。だからいろんな方法を考えて、リスクを分かった上で、その附帯決議の内容を、契約の見直しに向けて、もしくは見直し及び解除に向けて、あるいはもう解除の方向性。附帯決議案の中身が変わってくると思う。それって、皆さんはどう思われますか。何億円もかけて——恐らくかかりますよ、あれだけの駐車場をもとの田んぼに本当に戻すとしたら。そこまでかけて毎年900万円の賃料が払わんようになったことが正解だとは言えんと思うんですよ。下手したら50年、100年分の賃料分がかかる可能性がある。それから考えたら、賃貸契約書の見直しに向けて、いろんな交渉ができるように条項の見直しに向けて、そしてもう一つはもう最悪は、市が借りるかという考え方も少しどうなのかな。皆さんはどう思いますか。相当な費用がかかると思う。だから簡単に解除、返せって言うだけはリスクが——まさに矢田委員が言われたところなんです。

中村博行委員　宮本委員がおっしゃるように、そこまで考えていくと、具体的にこちらから「どうしろ」っていうのはなかなか出しにくいと思うんですけども、ただ、先日の委員会の中で、当初はオート事業が存続している間というのが、3年ぐらい前に改正されて、年度で話し合うとか見直すというような文言が変えられたということでもありますので、その辺りで柔軟な考えをもとに、市にとって、市民にとって一番いい方法を見つけていくと。この辺りは、法的な専門家のアドバイスも受けながらやってもらえればいいと思いますので、取りあえず見直していくということを前提に、委員会で決めたらいいかと思います。

中島好人委員 審査の中で明らかになったのが、オート事業が続く間ってというのが残っているんですけど、そのまま通してもいいのかって感じましたので、中村委員が言ったように、見直しはやっぱりすべきだと。続く限りはやらせちゃいけないとか、ずっとお金を払わなきゃいけないっていう、そこからまず、変えていく必要があるんじゃないかということで、見直しが第一段階じゃないかなという感じはしました。

宮本政志委員 少し訂正させてください。確かに私は委員会の中で何年か前に資料経由で頂いた契約書で同事業の存続する間と書いてあるから、つまり中島委員が言われるように山陽オートがある間ずっとっていう契約は問題じゃないかとは質疑しています。だけど、今の部長や所長の努力でさっき中村委員が言われるように、その文脈は多少変えられたわけです。会議録を精査しないとまた違ったこと言ったらまずいので、あえて言いませんけど、ただ、今は部長と所長の努力の下、オート事業が存続する限りの文脈は少し変わっています。

矢田松夫委員 相手があることで地権者の意向っていうか思いがどうなのかも一つ大きな問題であるが、これには議会も口を挟めませんので、行政側っていうか市側がリーダーシップを取るといってこまでまとめていくことを求めているかといけないと思います。だから逆に、地権者側もみんなの意見を聞いて市側も身も心も私のほうに任せるのかまでいってもらえば、もっと話は前に進むと思いますので、そこをやっぱり重点的に求めていく方法もあるんじゃないかと。結論だけで、900万円がもったいないから、どうにかしろではなくて、地権者に対してどうにもならないだろう。議会の中でどうしろというのは。例えば、米価の値段でいいのか、それとも、更地で返したときに、どれぐらいの値段でどういうふうに処分するのか。あるいは、もう一つあるのは、住宅会社に、売る窓口を任せてもらえるのかとか。あと処理の問題はこっちではできないだろう。ただリーダーシップを取って対応してほしいっていうくら

いしかできないんじゃないかなと思う。それはどうなんだろうか。

宮本政志委員 これは、契約そのものの当事者に議会が絡んでないですから、議会が今回で言ったら、賃貸人、地主たちにああしろ、こうしろっていうのは無理だと思います。それと、やはり担当課も長年、議会としても、問題を上げていたわけですから、かなりその地権者との話し合いはしていると答弁を聞いても思うんです。けどなかなかうまく進まないのが今の状態なので、議会として、先ほどから言うように契約の見直し、訂正、解除といった、今からどうするかは案が出てきて、この委員会で決めなきゃいけないけど、そういう方向で議会は市に対して、こうするべきだっていう附帯決議をつけるしかないかなと思います。

恒松恵子副委員長 私も議論と審査の中で原状復旧についてはとても現実的ではないと考えております。今後は法の専門家等の助言を得て、買戻しとか契約解除、ある程度の方向性の中でこの委員会として方向性を決めていけたらと思っております。

宮本政志委員 ということは、恒松副委員長は議会として費用を確保して……

恒松恵子副委員長 言葉足らずで失礼しました。担当課が法の専門家に助言等を頂いているということなので、ある程度の方向性を示していただいた後に、議会として審査したいということです。

藤岡修美委員長 ほかに皆さん御意見よろしいですか。大体皆さんが、今の山陽オートの駐車場の利用状況、それから、かかる費用については問題であると考えておられて、議会としても、地権者があることですが、これからの山陽オートの駐車場の在り方と方向性を求めるというか、その辺をこの委員会で附帯決議をつけていくという方向性だと思いますが、それでよろしいですか。皆さんどうですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）
それでは附帯決議をつけていくという方向性で。決議内容、附帯決議文

についてはどうしますか。

中村議会事務局次長 先ほどは分科会で、今度は委員会になっていますから、この委員会の場でどなたかが委員長に提出する文書がいいと思います。また、この会期中に一度、産業建設常任委員会をきちんと開いていただいて、附帯決議の案をつくっていただいて、採決するという流れかと思っています。

宮本政志委員 今、附帯決議の提出に関して議決を委員長が採られましたので、附帯決議案に関しては委員長に一任させていただきます。案を提示していただいて、それをまた委員会で最終決議として議決を採られたらいいと思います。

中村議会事務局次長 今、委員長一任っておっしゃいましたが、形上と言ったら失礼ですけど、結局文書じゃなくてもいい。動議扱いになるのかと。どなたか副委員長以下委員どなたかがつくられて御提示されるのが一番いいかと思っています。附帯決議は委員会で結局決めるものになるので、例えば、一般会計予算決算常任委員会で中村委員長が自ら附帯決議を出すことはないですから、この委員会でいうと、副委員長以下、どなたかが附帯決議の案を提示されるのがベターかなと思います。

中村博行委員 前の一般会計予算決算常任委員会の中でもそういう処置があった。毎回あったんです。その場合は、副委員長が委員会の中で、附帯決議を読み上げて、皆さんの決を採ったという形を取っていましたので、それと同等がいいかと思っています。

宮本政志委員 今、中村次長からも説明がありましたように、そうしますと恒松副委員長のほうで案をつくって、当然我々委員も協力して、それでこの委員会のときにそれを議題にかけましょう。

藤岡修美委員長　そういうことで、いかがですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）
では、そのように取り扱います。次に陳情に移ります。

中村議会事務局次長　陳情は、市内の団体から出たものですので、基本条例で
いうと一応呼ぶということになっておりますが、先方の御意思では委員
会に出席する意思はないということでした。後は委員会での審査にお任
せするという御意思のようです。その後については委員会で結論を出し
ていただければと思います。

藤岡修美委員長　シルバー人材センターから出ている地域社会に貢献するシル
バー人材センターと決意と支援の要望、これは今までの予算決算等々で、
審査してきた、シルバー人材センターの在り方というか、存在価値等々
やられている業務等々、これは予算決算で審査してまいりました。それ
に関わる問題だと思いますので、今後、予算決算の中で、執行部に要求
していきたいと思いますが、この要望の中身について。この陳情につい
ては、山陽小野田市シルバー人材センターから、出席して説明しなくて
もいいとお話を伺っておりますのでこの文面をもって判断したいと思い
ます。ということで、今後予算決算において、この中身について、執行
部のほうに要望していきたいと思いますがよろしいでしょうか。

宮本政志委員　正確に言うと参考人招致を行わずということですね。

藤岡修美委員長　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そういう形を取り
たいと思います。それでは、審査内容３番、閉会中の継続審査事項につ
きましてお手元に資料として提示してありますが、この中で、何か問題
があれば。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、継続調査事
項につきましてはこのとおりでいくということで。それでは、本日の産
業建設常任委員会の審査は全て終わりましたので、産業建設常任委員会
を散会いたします。

午後 2 時 4 6 分 散会

令和 6 年（2024 年） 9 月 9 日

産業建設常任委員長 藤 岡 修 美